○身体障害者更生訓練費支給要綱

平成17年4月1日

(総則)

第1条　身体障害者が社会復帰のために受ける訓練に要した費用(以下「更生訓練費」という。)の支給については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　自立訓練事業　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第12項に規定する自立訓練を行う事業をいう。

(2)　就労移行支援事業　法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業をいう。

(対象者)

第3条　更生訓練費の支給対象者は、次に掲げる者とする。

(1)　法第19条第1項の規定により介護給付費等の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)のうち、自立訓練事業又は就労移行支援事業を利用している身体障害者であって、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第4号に該当するもの

(2)　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項の規定により自立訓練事業又は就労移行支援事業の提供の措置を受けた者のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条に規定する被保護者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けているもの又は1年当たりの収入(前年の収入(更生訓練費及び社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料等の必要経費を控除した後の収入をいう。)が27万円以下のもの

(支給)

第4条　更生訓練費の支給を受けようとする者は、更生訓練費支給申請書(別記様式)を自立訓練事業又は就労移行支援事業を行う事業者の長を経由して、1月ごとに市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の申請書を受けたときは、支給の可否を決定し、文書により通知するものとする。

(請求)

第5条　前条第2項の規定により決定通知書を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

(支給額)

第6条　更生訓練費は、別表の施設等の区分に応じそれぞれ定める額とする。

(その他の事項)

第7条　この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附　則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

施設等	訓練に従事した日数	
	15日以上	15日未満
自立訓練事業	円 6,300	円 3,150
就労移行支援事業	6,300	3,150

備考　金額は、1月当たりの額とする。

別記様式(第4条第1項関係)

更生訓練費支給申請書

<table>
<tr><td colspan="3">年　　月　　日

(あて先)横須賀市長

住所
申請者　氏名
電話</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利用している事業所</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td></td></tr>
<tr><td>利用期間</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">身体障害者手帳</td><td>番　　号</td><td></td></tr>
<tr><td>交　付　日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">更生訓練を受けた日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

更生訓練費の支給決定にあたり、申請者本人及び世帯員について、 世帯状況・収入及び所得状況・課税状況を市の担当職員が関係機関に調査することを承諾します。

申請者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿